東駿河湾広域都市計画地区計画の変更(沼津市決定) 都市計画沼津駅北第一地区計画を次のように変更する。

名称	沼津駅北第一地区計画
位置	沼津市大手町一丁目、米山町、高島町、杉崎町の各一部
<u> </u>	
	71 🗸 —
地区計画の目標	本地区は、静岡県東部地方拠点都市地域の拠点地区に位置付けられ、 土地区画整理事業により都市基盤の整備が進められている。 そこで、土地区画整理事業による土地利用の維持・増進に合わせ、地 区の特性に応じた合理的な土地利用と建築物等に関するルールを定める ことによって、沼津駅周辺地区にふさわしい都市環境と広域交流拠点の 形成に資することを目的とする。
区域の整備、開発及び保	
全に関する方針	○ 拠点施設地区 JR沼津駅直近の立地条件を活かし、拠点地区にふさわしい人、も の、情報が交流する高次都市機能 (情報発信・高等教育・余暇活 動・行政サービス等)を有する核施設の立地を図る。
	○ 駅前広場西地区 JR沼津駅北口駅前広場(以下 「北口駅前広場」という。)や拠 点施設地区に隣接した都市的利用価値の高さを活かし、商業・業務・ 宿泊施設や都市型住宅などを誘導し、土地の高度利用を促すととも に、人の交流やにぎわいの創出を図る。
	○ 七通線北地区 北口駅前広場や拠点施設地区に隣接する立地を活かし、都市計画道 路七通線(以下「七通線」という。)沿道は、にぎわいと活気のある 商業・業務施設などの土地利用を誘導する。また、七通線沿道以外 は、商業施設と住宅などの誘導により、にぎわいのある界隈空間の創
	出を図る。 国道414号周辺地区 南北交通の幹線である都市計画道路三枚橋岡宮線(以下「三枚橋岡宮線」という。)(国道414号)沿道は、交通利便性を考慮し、沿道サービス施設の土地利用を誘導するとともに、三枚橋岡宮線沿道以
	外は、良好な住環境の形成を図る。 〈地区施設の整備の方針〉 〇 道路等は、土地区画整理事業により景観に配慮して整備し、保全する。
	〈建築物等の整備の方針〉 → 静岡県東部地域の広域拠点にふさわしい市街地とするため、「建築物等の用途の制限」を定める。 ○ 敷地の細分化や建築物の密集化等を防止して良好な街並み形成を図る。
	るとともに、日照や通風の維持など、ゆとりある快適な環境を形成するため、「建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度」及び「建築物の敷地面積の最低限度」を定める。 ○ 拠点施設地区は、七通線の歩道空間と一体となったゆとりあるオープンスペースを確保するため、「壁面の位置の制限」を定める。
	○ 本地区のシンボル的な公共空間となる北口駅前広場や七通線、都市 計画道路沼津南一色線(以下「沼津南一色線」という。)沿道は、歩 行者が楽しく快適に歩けるような歩道と沿道建築物の空間的な連続性 を確保するため、「建築物等の高さの最低限度」を定める。
	○ 沼津駅周辺にふさわしい景観形成のため、「建築物等の形態又は意匠の制限」を定める。○ 周辺環境に調和し、良好な住環境を保全するため、「垣又はさくの構造の制限」を定める。
	〈その他の整備の方針〉 ○ 様々な人々の交流やにぎわいの中心となる複合的な施設等の立地や共同建築を促進し、公開空地の確保を行い、本地区の個性と魅力づくりを図る。
	○ 人々が快適に歩けるまちを形成するため、道路、歩行者空間、公園等は、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりを行う。○ うるおいと緑豊かな環境づくりを行うため、極力緑化を推進するとともに、外構部分の景観に配慮する。

地	建	地区の	地区の名称		処点施設地区	駅	前広場西地区		七通線北地区	国道414号周辺地区
区	築	, , ,	地区の面積		約4.6ha		約1.1ha		約4.2ha	約2.5ha
整備	物		等の用途			/ \	穿を建築しては <i>。</i>			
備	等	の制限		(1)		(1)		(1)		(1) 自動車教習
計	に				所上工徒。^		所立てはころ	(0)	所上工徒。入	所
画	関			(2)	床面積の合	(2)		(2)		(2) 床面積の合
	する				計が15平方 メートルを超		計が15平方 メートルを超		計が15平方 メートルを超	計が15平方 メートルを超
	事				える畜舎		える畜舎		える畜舎	える畜舎
	項			(3)		(3)		(3)		(3) 業として葬
					条としてデ 儀を行うこと		儀を行うこと	(0)	儀を行うこと	儀を行うこと
					を主たる目的		を主たる目的		を主たる目的	を主たる目的
					とする施設		とする施設		とする施設	とする施設
				(4)		(4)		(4)		
					む倉庫		む倉庫	/_\	む倉庫	
				(5)		(5)		(5)		
					用する工場で 作業場の床面		用する工場で 作業場の床面		別表第2(と) 項第4号に定め	
					〒衆場の水面 積の合計が50		積の合計が50		る危険物の貯	
					平方メートル		平方メートル		蔵又は処理に	
					を超えるも		を超えるも		供する施設	
					の。ただし、		•	(6)	七通線に面	
					作業場の床面		作業場の床面		する1階部分	
					積が150平方		積が150平方		を居住の用に	
					メートルを超 えない自動車		メートルを超 えない自動車		供するもの。 ただし、住居	
					を理工場を除		修理工場を除		等への出入	
					く。		く。		口、ホール、	
				(6)		(6)			又は階段に供	
					(昭和25年法		別表第2(と)		する部分を除	
					律第201号)別		項第4号に定め		< 。	
					表第2(と)項		る危険物の貯			
					第4号に定める 危険物の貯蔵		蔵又は処理に 供する施設			
						(7)				
					する施設		業に係る公衆			
				(7)	個室付浴場		浴場その他こ			
					業に係る公衆		れに類する建			
					浴場その他こ		築基準法施行			
					れに類する建		令第130条の9			
					築基準法施行		の2に定めるも			
					令(昭和25年 政令第338号)	(8)	の 七通線、沼			
					第130条の9の2	٠, ,	津南一色線又			
					に定めるもの		は北口駅前広			
				(8)	七通線又は		場に面する1			
					北口駅前広場		階部分を居住			
					に面する1階		の用に供する			
					部分を居住の		もの。ただ			
					用に供するも の。ただし、		し、住居等への出る口			
					の。たたし、 住居等への出		の出入口、ホール又は階			
					入口、ホール		段に供する部			
					スは階段に供		分を除く。			
					する部分を除		,			
					<.					

Lula	7-1.	74.放业の71 ×T		世上したマウ体		
地区整備計画	築	建築物の延べ面 積の敷地面積に 対する割合(容積 率)の最高限度		基本となる容積 率が600%の地区 において 敷地面積100㎡ 未満は400% 同100㎡以上 500㎡未満は		
	9る事項			1/2×S+350% 同500㎡以上は 600% S:敷地面積(㎡)		
		建築物の敷地面 積の最低限度	1,000m²	1 0 0 m²	1 0 0 m²	1 2 0 m²
		壁面の位置の制限	建築物の外壁 又はこのでは、 はこのでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないでは、 はないできる。 はないでものできる。 はないでものできる。 はないできる。 はないでものできる。 はないできる。 はないできる。 はないできる。 はないでものできる。 はないでものできる。 はないでものできる。 はないでものできる。 とのでものできる。 とのできる。 はないでものできる。 とのできる。 とのできる。 とのできる。 とのでものできる。 とのできる。 とのできる。 とのできる。 とのでも。 と。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 とのでも。 と。 とのでも。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。 と。			
			の6に定める非常用進入口を除			
		建築物等の高さの最低限度	を 七通線又は北 口駅前広場に面 する建築物は、 地上2階建て以上 又は高さ7m以上 とする。	七通線、沼津 南一色線又は北 口駅前広場に面 する建築物は、 地上2階建て以上 又は高さ7m以上 とする。	七通線に面す る建築物は、地 上2階建て以上又 は高さ7m以上と する。	
		建築物等の形態又は意匠の制限	築物の部分は、 (1) 高架水槽、 類、空調屋タ えにくい構造 (2) 1階部分の 上やむを得力	ワシャッターは、透 ないものは、この限	るものとする。 -、ダクト、煙突、 (避雷設備、通信設 6視可能なものとす	配管類、メーター 備を除く。) は見
				》 見及び外壁又はこれ	に代わる柱等の色質	彩は、原色を避け
			第189号)第2条 (1) 七通線、注 設置する広告 (2) 次のアから 線、三枚橋に は屋根に設置 ア 建築基 イ 高さが	びこれを掲出する 第1項に定めるもの 召津南一色線、三枝 5物等は、当該敷地 50の一に該当する 図宮線又は北ら駅前 置してなら第2条は 準法施行令第2条は い部分の屋上又は 6.5mを超える広告 の高さが5mを超え	D。以下「広告物等 な橋岡宮線又は北口 内に収めるものと 立広告物等は、七通 立広場に面し、かつ は項第8号に定める 量根に設置する広告 物等	をいう。) 駅前広場に面してする。 線、沼津南一色、建築物の屋上又 建築物の階数に算

垣又はさくの構	道路に面して垣又はさくを設ける場合は、次の各号の一に適合するも
造の制限	のとする。
	ただし、敷地地盤面からの高さが0.6m以下のもの、又は、門柱及び門
	の袖の長さが左右それぞれ2.0m以下のものを除く。
	(1) 生垣
	(2) フェンス、金網等で透視可能なもの(壁面の位置の制限が適用さ
	れている部分を除く。)
	(3) 車止めポール等

「建築物等の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限の適用除外規定については別紙のとおり」

「区域及び地区整備計画の区域は計画図表示のとおり」

適用の除外

- 1 次の各号の一に該当する建築物については、建築物等の用途の制限の定めは適用しない。
 - (1) 地区計画の都市計画決定告示の際、現に存する建築物で、この規定に適合しない部分を有するものの敷地内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替えを行う場合で、市長が当該地区計画区域の市街地の形成上支障がないと認めたもの(当該規定に適合しない用途に供する建築物の部分の床面積の合計は、地区計画の都市計画決定告示の際におけるその部分の床面積の合計の1.2倍を超えないこと。)
 - (2) 鉄道事業法施行規則(昭和62年号外運輸省令第6号)第9条に定める鉄道施設並びに鉄道の運輸又は維持保全を行うために使用する事務所、詰所、機器室、倉庫、自動車の車庫及びこれらに付帯する施設等(以下、「鉄道に関する施設」という。)
- 2 次の各号の一に該当する土地については、建築物の敷地面積の最低限度の定めは適用しない。
 - (1) 地区計画の都市計画決定告示の際、現に建築物の敷地として使用されている土地で、 当該規定に適合しないもの又は現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地 として使用するならば当該規定に適合しないこととなる土地について、その全部を一の 敷地として使用するもの
 - (2) 土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第98条第1項の規定による仮換地の指定 又は同法第103条第1項の規定による換地処分を受けた土地で、その全部を一の敷地と して使用するもの
 - (3) 地区計画の都市計画決定告示の際、現に建築物の敷地として使用されている土地又は 現に存する所有権その他の権利に基づいて建築物の敷地として使用することができる土地で、次の各号のいずれかに掲げる公共施設等の整備により、当該公共施設等の用に供する土地を除く全部を一の敷地として使用するもの又は当該公共施設等の用に供する土地を除き分割される各々をそれぞれ一の敷地として使用するもの
 - ① 道路法 (昭和27年法律第180号) 又は都市計画法 (昭和43年法律第100号) による道路。ただし、都市計画法第29条の規定による許可を受けた開発行為に係るものを除く。
 - ② 河川、水路その他これらに類する公共公益施設
 - (4) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (5) 鉄道に関する施設
- 3 次の各号の一に該当する建築物については、壁面の位置の制限の定めは適用しない。
 - (1) 地盤面下に設ける建築物及び建築物の部分
 - (2) 別棟の車庫及び物置でその床面積の合計が20㎡未満のもの
 - (3) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
- 4 次の各号の一に該当する建築物については、建築物等の高さの最低限度の定めは適用しない。
 - (1) 地区計画の都市計画決定告示の際、現に存する建築物で、この規定に適合しない部分を有するものの敷地内において建築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合で市長が当該地区計画区域の市街地の形成上支障がないと認めたもの(地区計画の都市計画決定告示の際の当該規定に適合しない建築物の部分を増加させない範囲内で行う場合に限る。)
 - (2) 別棟の車庫及び物置でその床面積の合計が20m²未満のもの
 - (3) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (4) 鉄道に関する施設
- 5 次の各号の一に該当する建築物については、建築物等の形態又は意匠の制限(広告物等の制限を除く。)及び垣又はさくの構造の制限の定めは適用しない。
 - (1) 公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物
 - (2) 鉄道に関する施設

理 由

沼津駅北口周辺の商業地域において、過小宅地等の土地の共同化を誘導し、 高度な土地利用を図るため、沼津駅北第一地区計画を本案のとおり変更する。

No. 1

位 置 図

The state of the s



